

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年10月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

世田谷区図書館カウンター二子玉川業務委託（長期継続契約）

(2) 履行場所

世田谷区図書館カウンター二子玉川

世田谷区玉川一丁目14番1号（二子玉川ライズS.C.テラスマーケット2階）

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※本業務に係わる契約締結は予算の配当を条件とする。

※契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

(4) 業務内容

世田谷区図書館カウンター二子玉川（以下、「図書館カウンター二子玉川」という。）の図書館運営業務について委託する。

主な業務は、「資料の予約や貸出・返却等」であり、図書館や地域図書室を補完する機能を交通要所である二子玉川（駅徒歩5分の場所）で果たしている。

※詳細の業務内容は、「企画提案要求説明書」を参照。

2 参加資格

下表に掲げる要件をすべて満たす法人であること。

	資格要件、実績等
①	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。
②	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
③	世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
④	会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
⑤	都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
⑥	令和3年度以降に、図書館（図書館法に基づく公立図書館）の奉仕業務を行った実績を有すること。

⑦	法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。もしくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS) 認証を取得していること。又は、申請中であること。
⑧	世田谷区図書館カウンター二子玉川業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。 選定委員会の構成員は、下記「4 選定手順等」のとおり。

3 提案者の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案者の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく上記「2 参加資格」の確認のみを行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招聘通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

4 選定手順等

① 選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

〈選定委員会の構成員〉

委員長 教育政策・生涯学習部長 玉野 宏一

副委員長 教育政策・生涯学習部中央図書館長 齋藤 稔

委員 教育政策・生涯学習部教育総務課長 井上 徳広

委員 教育政策・生涯学習部中央図書館玉川台図書館長 飯田 由美

② 選定方法

選定委員会で下記の【評価基準】に基づき、下表のとおり選定する。

審査名	選定方法
第1次審査	招請事業者が提出した提案書について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点が上位の1から5事業者程度を選定する。
第2次審査 (プレゼンテーション)	第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容及びプレゼンテーションに対する質疑応答を行う。そのうえで、選定委員会が第1次審査の評価と合わせ総合的に評価し、1事業者を選定する。

【評価基準】

下表のような観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

	評価基準の項目
①	本業務の受託に関する基本方針
②	図書館業務経験のある司書の採用・配置
③	受託業務での障害者の雇用に関する考え方
④	従事員の配置（窓口業務・ローテーション等）に関する考え方
⑤	配置予定の業務責任者の実績
⑥	従事員の処遇、受託業務の維持のための人材確保、現場への支援体制に関する考え方

⑦	従事員に対する年間の研修体制
⑧	受付事務、接遇、合理的配慮の提供に関する考え方
⑨	レファレンスに関する考え方
⑩	デジタルサイネージ（映像モニター）による広報に関する考え方
⑪	館内装飾等の実施についての考え方
⑫	子ども向け行事（おはなし会等）の実施についての考え方
⑬	障害者施設自主生産品の販売に関する考え方
⑭	図書館の秩序の確保と危機管理についての考え方
⑮	従事員の労働安全衛生に対する配慮に関する考え方
⑯	従事員の出勤に支障が生じた場合のバックアップ体制
⑰	個人情報の保護に関する考え方
⑱	区職員との連絡調整に関する考え方
⑲	契約実績
⑳	経費の妥当性
㉑	実現可能性
㉒	取り組み姿勢
㉓	コミュニケーション力

5 手続き等

（１）担当所管

世田谷区教育委員会事務局 玉川台図書館 大内

住 所：〒158-0096 東京都世田谷区玉川台 1-6-15

電 話：03-3709-4164 F A X：03-3709-6186

電子メールアドレス：sea03605@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※毎週月曜日（月曜日が祝・休日と重なる場合はその翌日）は休館日となるため、
電話連絡不可。（メール送信は可）。

（２）企画提案要求説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和6年10月2日（水）から令和6年10月16日（水）まで

② 交付場所

玉川台図書館窓口 及び 世田谷区のホームページ掲載

③ 交付方法

玉川台図書館窓口の配布 又は 世田谷区のホームページからダウンロード

ダウンロード先：[世田谷区トップページ](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#)
→ [発注情報](#) → [現在実施中のプロポーザル情報](#)
→ [子ども・教育・若者支援](#) （ページID：13141）

玉川台図書館窓口での配布時間：休館日以外の午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く）

※土曜日・日曜日・祝日は受付可。

※月曜日（月曜日が祝・休日と重なる場合はその翌日）は休館日のため受付不可。

（３）参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和６年１０月１６日（水）午後５時まで

② 提出場所

玉川台図書館

③ 提出方法

玉川台図書館窓口に持参 又は 玉川台図書館あて郵送

・提出書類等の詳細は、「企画提案要求説明書」を参照すること。

・持参の場合：受付時間 休館日以外の午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までを除く）

※土曜日・日曜日・祝日は受付可。

※月曜日（月曜日が祝・休日と重なる場合はその翌日）は
休館日のため受付不可。

・郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「（１）担当所管」に電話で確認すること。

（４）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和６年１１月１２日（火）午後５時まで

② 提出場所

玉川台図書館

③ 提出方法

玉川台図書館窓口に持参 又は 玉川台図書館あて郵送

・提出書類等の詳細は、「企画提案要求説明書」を参照すること。

・持参の場合：受付時間 休館日以外の午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までを除く）

※土曜日・日曜日・祝日は受付可。

※月曜日（月曜日が祝・休日と重なる場合はその翌日）は
休館日のため受付不可。

・郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「（１）担当所管」に電話で確認すること。

６ その他

（１）応募に関して必要な費用について

すべて応募者の負担とする。

（２）提出された書類等について

すべて返却しない。また、提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情

報開示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で利用できるものとする。

(3) 契約締結の交渉について

審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 失格条件について

参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- ・定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき
- ・虚偽の内容が記載されているとき
- ・審査結果に影響を与えるような工作をしたとき
- ・その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき

(5) 手続において使用する言語及び通貨について

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約保証金について

免除とする。

(7) 契約書作成の要否について

要とする。

(8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無について

無し。

(9) 契約等について

詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

(10) 非来館型サービスにかかる運用

区立図書館では、小田急線下北沢駅に予約した図書資料を受け取ることができる宅配ボックス型の図書館ブックボックスを設置し、令和6年度からモデル実施している。

今後、図書館ブックボックスを玉川地域（二子玉川駅近辺）に設置する場合は、予約資料の運搬等の運用に係る業務を、別途予算措置のうえ本業務に追加（契約変更）する場合がある。

(11) 区の公表について

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(12) 提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合について

担当所管に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。質問があれば、「企画提案要求説明書」のとおり行うこと。

(13) その他詳細について

「企画提案要求説明書」による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの 85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が 3 千万円以上の工事請負契約、予定価格が 2 千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟 5 階 5 0 3 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟 6 階 6 0 4 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（ 1 時間あたり ）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3 , 0 0 7 円	潜かん世話役	4 , 4 2 0 円	型 わ く 工	3 , 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2 , 6 9 9 円	さく岩工	3 , 7 8 3 円	大 工	3 , 0 6 0 円
軽 作 業 員	1 , 8 7 0 円	トンネル特殊工	3 , 6 0 2 円	左 官	3 , 2 7 3 円
造 園 工	2 , 7 5 2 円	トンネル作業員	3 , 1 2 4 円	配 管 工	2 , 8 6 9 円
法 面 工	3 , 3 5 8 円	トンネル世話役	4 , 0 8 0 円	は つ り 工	3 , 0 3 9 円
と び 工	3 , 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3 , 4 9 6 円	防 水 工	3 , 6 3 4 円
石 工	3 , 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3 , 5 7 0 円	板 金 工	3 , 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3 , 1 0 3 円	橋りょう世話役	4 , 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3 , 2 3 0 円
電 工	3 , 1 9 9 円	土木一般世話役	3 , 2 9 4 円	内 装 工	3 , 3 2 6 円
鉄 筋 工	3 , 2 8 4 円	高級船員	3 , 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3 , 1 7 7 円
鉄 骨 工	2 , 9 7 5 円	普通船員	3 , 1 3 5 円	建 具 工	2 , 8 5 9 円
塗 装 工	3 , 4 7 5 円	潜水土	5 , 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2 , 8 6 9 円
溶 接 工	3 , 5 9 2 円	潜水連絡員	3 , 6 6 6 円	保 温 工	2 , 7 8 4 円
運転手（特殊）	3 , 0 7 1 円	潜水送気員	3 , 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2 , 8 0 5 円
運転手（一般）	2 , 5 0 8 円	山林砂防工	3 , 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2 , 0 1 9 円
潜 か ん 工	3 , 7 3 0 円	軌道工	5 , 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1 , 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1 , 3 3 0 円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。
上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり 1 , 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和 6 年 3 月 1 4 日告示によるものです。
適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。